

一、会計審査委員會報告 (萬場一致承認)

委員長 池 谷 徳 次
説明 富 田 松 蔵君

十一、組合屢犯絕對反對の件
頑迷固陋なる一部當局者は、官僚的口實——御用組合——修養團——不當處罰等々を以て我等が階級的陣營を破壊せんとして居る之等一切の反動者流の撲滅を期さんとするものである——質問なく討論に入り兼城兼信君(品川)の賛成意見ありて採決の結果、可決

十二、三等局從事員待遇改善要求の件

全國八千有餘の三等郵便局に勤務する從事員の總意を代表して「三等郵便局は請負制度である爲めに局長の事業經營方針は必然的に營利主義に陥るのである」「爲めに從事員の待遇は極度に劣悪化する」『我等は本大會の名を以て當局に其の待遇改善を要求せんとするものである、尙實行方法としては本大會決議を以つて逓信省に要求し、廣島逓信局には決議文を送り、又凡ゆる機會を利用して輿論を喚起し其の實現を期したい』と説明を終り、質問討論を省略して採決に入り萬場一致可決

十三、簡易保険強制募集絕對反對の件

『社會政策の一助として設定された筈の簡易保険が其の趣旨にもとるが如き結果を生みつゝある現行制度の缺點を指摘し、更に從事員に對する簡易保険募集強制的責任數割當、保險料最低額限定、新規募集停止等の偽瞞的特典の附與等に絶對反対するものである』と説明し、「質問なく——討論に入り松原復生君(浜谷)一不良募集多きは強制の結果である、二、新しく制定された受入票は取扱上不便なる許りでなく、加入者の質問に應答する場合記載事項が售力ードに比し省略される爲め不便である、三、小兒保險は責任數が多いから増員を要求したい、以上の修正意見を含めて可決確定

十四、鐵道郵便局從事員乗務手當支給並に釐費一割減額復活の件

説明 京 谷 龍 尼君
説明 藤 井 鹿 市君
説明 高 山 七 郎君

「吾々鐵道郵便局從事員は一般郵便局從事員と異り危険率多き汽車に乗務して居るのである、貧困者においても義務には危險手當を支給して居る——逓信省も此の制度を直に制定すべきである、又昨年九月鐵郵船船旅費を他の旅費と同一に一割を減じたのであるが、一般職員の旅費と同一に扱ふ事は鐵郵從事員の特殊事情を無視するものである——乗務手當制定と旅費減額復活を要求せんとするものであると説明を終り、質問なく討論を省略して採決——酒垣一致可決

十五、年末賞並に夏期繁忙手當増額要求の件

説明 根 本 松 七 郎君

『夏期並に年末賞に於ける繁忙の程度は今更説明ハ要がない程である』『この劇務に對する手當の増額要求は當然である——』と説明し質問なく、討論なく萬場一致可決

十六、電話擴張工事継延絕對反對の件

説明 尼 崎 悅 次 郎君
説明 山 西 泰 之君

公共事業なる電話事業が常に政黨首領のために寛利黨略に利用され居るが如き事實を例證して、現政府の方針に言及して、電話擴張工事継延に反対するものであると力説して説明を終り、質問討論なく全會一致可決

十七、逓信労働新聞擴大に關する件

逓信労働新聞が昭和四年七月創刊以來全逓信下級從事員の階級的言論機關として、功績を挙げ來りたる事實を擧げ、『我等の戰線今や全國的に進展し一大發展を遂げんとする秋にあたり、我等が逓信労働新聞を我等の手に依つて護り擴大せしめなければならぬ』と論じ、實行方法として本會各支部に支局を設置し、新聞配布、紙代納入、通信、讀者會等に關する事務取扱ひを確立したい』と説明を終り質問なく——討論に入り枕原携生君(落合)逓信労働新聞を實に我等の指導精神の指針たらしめ、御用機關紙聯合時報と徹底的に抗争せしむる爲めに原案に賛成、次ぎに森川四郎君(淀橋)發言を求めて、前發言者の意見である聯合時報と徹底的抗争せよとの主張に對して私は寧ろ靜觀主義、默殺主義をとする事を主張したい、聯合時報があらゆるデマと中傷に終始してゐる時、これに應ずるは彼等に生命を與へてやる様なものである『逓信労働新聞は我等の階級的主張を宣明強調すれば彼等のデマなどを取上げて尊い紙面をツブス必要はない——討論終り、編輯方針に關する梶原森川兩君の意見は編輯部に於て充分研究する事として採決に入り萬場一致可決